

KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet)
契約約款

平成28年5月21日

KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義

第2章 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供区域等

- 第 4 条 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供区域

第3章 契約

- 第 5 条 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の品目等
- 第 6 条 契約の種別
- 第 7 条 契約の単位
- 第 8 条 共同専用契約
- 第 9 条 専用回線の終端
- 第 10 条 収容区域及び加入区域
- 第 11 条 専用申込の方法
- 第 12 条 専用申込の承諾
- 第 13 条 最低利用期間
- 第 14 条 専用契約者数の変更
- 第 15 条 品目の変更
- 第 16 条 専用回線の移転
- 第 17 条 専用回線の異経路
- 第 18 条 専用回線の利用の一時中断
- 第 19 条 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) 等利用権の譲渡
- 第 20 条 契約者が行う専用契約の解除
- 第 21 条 当社が行う専用契約の解除
- 第 22 条 その他の提供条件

第4章 端末設備の提供等

- 第 23 条 端末設備の提供
- 第 24 条 端末設備の移転
- 第 25 条 端末設備の利用の一時中断

第5章 利用中止及び利用停止

- 第 26 条 利用中止
- 第 27 条 利用停止

第6章 専用回線の利用の制限

- 第 28 条 専用回線の利用の制限

第7章 料金等

- 第 1 節 料金及び工事に関する費用
 - 第 29 条 料金及び工事に関する費用
- 第 2 節 料金等の支払義務

第30条	専用料の支払義務
第31条	手続きに関する料金の支払義務
第32条	工事費の支払義務
第33条	線路設置費の支払義務
第34条	設備費の支払義務
第3節	料金の計算方法等
第35条	料金の計算方法等
第36条	料金等支払いの連帯責任
第4節	保証金
第37条	保証金
第5節	割増金及び遅延損害金
第38条	割増金
第39条	遅延損害金
第8章 保守	
第40条	専用契約者の維持責任
第41条	専用契約者の切分責任
第42条	修理又は復旧の順位
第9章 損害賠償	
第43条	責任の制限
第44条	免責
第10章 雑則	
第45条	承諾の限界
第46条	利用に係る専用契約者の義務
第47条	他人に使用させる場合の専用契約者の義務
第48条	専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等
第49条	KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の技術的事項及び 技術資料の閲覧
第50条	法令に規定する事項
第51条	閲覧
第11章 附帯サービス	
第52条	附帯サービス
別記	
1	KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供区域等
2	専用契約者の地位の承継
3	専用契約者の氏名等の変更
4	専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等
5	自営端末設備の接続
6	自営端末設備に異常がある場合等の検査
7	自営電気通信設備の接続
8	自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
9	当社の維持責任

10 利用権に関する事項の証明

11 端末機器の提供

12 新聞社等の基準

13 技術資料の項目

14 支払証明書の発行

料金表

通則

第1表 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金

第2表 工事に関する費用

第3表 附帯サービスに関する料金

別表 基本的な技術的事項

附則

第1章 総 則

(約款の適用)

第 1 条 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) 契約約款 (以下「約款」といいます。) を定め、これによりKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) (当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。) を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) に附帯するサービス (当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。) をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第 3 条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet)	契約の申込み等により指定された区間においてSTNetが設置する電気通信回線を使用して、符号、音響又は影像の伝送を行う電気通信サービス
4 専用サービス取扱所	KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) に関する業務を行う当社の事務所
5 専用契約	当社からKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供を受けるための契約 (短期専用契約となるものを除きます。)
6 短期専用契約	1年未満の利用期間を指定して当社からKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供を受けるための契約
7 専用申込	専用契約又は短期専用契約の申込み
8 専用申込者	専用申込をした者
9 専用契約者	当社と専用契約又は短期専用契約を締結している者
10 専用回線	専用契約又は短期専用契約に基づいて設置される電気通信回線
11 端末設備	専用回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内であるもの

用語	用語の意味
12 専用回線等	専用回線及び当社が設置する端末設備
13 自営端末設備	STNetの専用サービス契約約款に定める自営端末設備
14 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
15 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件
16 専用取扱局	STNetの専用サービス契約約款に定める専用取扱局
17 回線終端装置	専用回線の終端の場所に当社が設置する装置
18 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）の提供区域等

（KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）の提供区域）

第4条 KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）は、別記1の提供区域において提供します。

第3章 契約

(KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の品目等)

第5条 当社の提供するKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) には、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金) に規定する品目があります。

(契約の種別)

第6条 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) に係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表 (料金) に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

- (1) 専用契約
- (2) 短期専用契約

(契約の単位)

第7条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約 (短期専用契約を含みます。以下この節において同じとします。) を締結します。

(共同専用契約)

第8条 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上となる専用契約 (以下「共同専用契約」といいます。) を締結します。

(専用回線の終端)

第9条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金) に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第10条 当社は、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金) に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(専用申込の方法)

第11条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の場所
- (4) 通信方式の種類
- (5) その他専用申込の内容を特定するための事項

(専用申込の承諾)

第12条 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、短期専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 専用申込者がKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) については、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金) に定めるところにより、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(専用契約者数の変更)

第14条 専用契約者は、専用契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書 (第12条 (専用申込の方法) の契約申込書に準拠したものとします。) を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の申込みがあったときは、第13条 (専用申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(品目の変更)

第15条 専用契約者は、KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の品目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条 (専用申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の移転)

第16条 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条 (専用申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の異経路)

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、専用契約者 (短期専用契約を締結している者を除きます。) の請求に基づき、その専用回線を通常の経路以外の当社が指定する経路 (以下「異経路」といいます。) により設置します

(専用回線の利用の一時中断)

第18条 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）等利用権の譲渡）

第19条 KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）等利用権（専用契約者が専用契約に基づいてKDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）等の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。

（契約者が行う専用契約の解除）

第20条 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ専用サービス取扱所に当社所定の解除通知書により通知していただきます。

（当社が行う専用契約の解除）

第21条 当社は、第27条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線等について、専用契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第27条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線等の利用停止をしないでその専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第22条 前項に規定するほか、KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）に係る専用契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

第4章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第23条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線について、料金表第1表（KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）の料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(注) 当社は、その専用回線が1年未満の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、短期端末設備（専用契約者が1年未満の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

(端末設備の移転)

第24条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第25条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第26条 当社は、次の場合には、専用回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第28条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定により専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを専用契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第27条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（その専用回線等の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その専用回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
 - (2) 料金表第1表（KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）の料金）に専用回線等の利用用途に関する規定があるときは、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。
 - (3) 第46条（利用に係る専用契約者の義務）又は第47条（他人に使用させる場合の専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (4) 当社の承諾を得ずに、専用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5) 専用回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を専用回線等から取り外さなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

第6章 専用回線の利用の制限

(専用回線の利用の制限)

第28条 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第29条 当社が提供するKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金は、専用料及び手続きに関する料金とし、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金) に定めるところによります。

2 当社が提供するKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する専用料は、当社が提供するKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の態様に応じて、基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料、加算料、加算額及び付加専用料等を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(専用料の支払義務)

第30条 専用契約者は、その専用契約 (短期専用契約を含みます。以下同じとします。) に基づいて当社が専用回線等の提供を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線の廃止等 (以下この条において「解除等」といいます。) があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表第1 (専用料) に規定する専用料を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により専用回線等を利用することができない状態が生じたときの専用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の専用料を支払っていただきます。

。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用回線等を利用できなかった期間中の専用料を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 専用契約者の責めによらない理由により、その専用回線等を全く利用できない状態 (その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間 (通信又は保守の態様による細目について料金表第1表 (専用料) に別段の定めがある場合はその定める時間とします。) 以上その状態が連	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するその専用回線等 (その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての専用料

続したとき。		
区 分	時 間	
(1) KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet)	12時間	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) を全く利用できない状態が生じたとき。		そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての専用料
3 専用回線等の移転、接続変更に伴って、専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき（専用契約者の都合により、専用回線等を利用しなかった場合であって、その専用回線等を保留したときを除きます。）。		利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての専用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、その専用回線に係る料金の扱いについて、料金表第1表（専用料）にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

（手続きに関する料金の支払義務）

第31条 専用契約者は、KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) に係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第2（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

（工事費の支払義務）

第32条 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、この工事を要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第33条 専用契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条及び次条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限

りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 専用回線の終端が区域外（收容区域のうち加入区域外のものをいいます。以下同じとします。）となる専用申込（専用回線の分岐の請求を含みます。）をし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 専用回線の終端が区域外にある専用回線について、KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）の品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の専用回線の終端が区域外となる専用回線の移転（移転後の専用回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (4) 短期専用契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における専用回線及び短期専用契約の専用回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第34条 専用契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する専用申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分についてその工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第35条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第36条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、その専用契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 保証金

（保証金）

第37条 当社は、専用契約者（新たに専用契約者となる者を含みます。以下この条におい

て同じとします。)が次のいずれかに該当する場合に、料金表に規定する月額料金の3ヶ月分に相当する額を超えない範囲で当社が別に定める条件に従って保証金を預けていただくことがあります。

- (1) 専用契約者が現に利用している当社の電気通信サービスの料金について、支払い期日を経過してもなおお支払われなかった場合
 - (2) 支払期日を経過してもなお料金を支払われなかったことが予想される場合
- 2 当社は、専用契約が消滅した場合には、保証金を専用契約者が支払うべき料金に充当し、その残額を返還します。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める条件は、保証金に利息を付さないことを条件として預けていただくことにします。

第5節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第38条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

(遅延損害金)

第39条 専用契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 保 守

(専用契約者の維持責任)

第40条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(専用契約者の切分責任)

第41条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、専用回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線等に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している専用契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第28条(専用回線の利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する専用回線等
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記14に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

- 第43条 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) を提供すべき場合において、当社又は特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線等が全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第30条（専用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その当該契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第30条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り、以下この条において同じとします。）に対応する当該専用回線等に係る料金額（この約款の規定により当社が定める専用料の額（専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合はその部分に係る専用料の額））に限り、その額に発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

- 第44条 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（専用取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第45条 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る専用契約者の義務)

第46条 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときを除き、当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その専用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の専用契約者の義務)

第47条 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。
- (2) 専用契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) 専用契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第40条 (専用契約者の維持責任)
- イ 第41条 (専用契約者の切分責任)
- ウ 別記5 (自営端末設備の接続)
- エ 別記6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記7 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

第48条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。

(KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)の技術的事項及び技術資料の閲覧)

第49条 KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)における基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)を利用するうえで参考となる別記13の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第50条 KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第51条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 1 1 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 5 2 条 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) に関する附帯サービスの取扱いについては、別記10、11及び14に定めるところによります。

別記

1 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供区域等

(1) KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) は、次に掲げる区域において提供します。

KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供区域
株式会社STNetの契約約款に定める提供区域等 (KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) に相当する電気通信サービスに係るものに限ります。) と同じとします。

(2) 当社のKDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の提供区間は、専用回線の終端相互間とします。

2 専用契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、専用サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 専用契約者の氏名等の変更

(1) 専用契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う専用サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(3) 専用契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

(1) 専用回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。

(2) 当社が専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は専用契約者から提供していただくことがあります。

(3) 専用契約者は、専用回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

(1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第2項 (同法第104条第4項において準用する場合を含む。)、同法第58条 (第104条第7項において準用する場合を含む

- 。)又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 - (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - (5) 専用契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
 - (6) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取扱います。
 - (7) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他の事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工

事担任者資格証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
 - ただし、証明の請求があった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
 - ア 専用契約者の申込みの承諾年月日
 - イ 専用契約者の住所又は居所及び氏名
 - ウ 専用回線の終端のある場所
 - エ そのKDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）の種類及び品目その他その利用権を特定するための事項（当社が別に定めるものに限ります。）
 - オ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
 - カ 差押（滞納処分（国税徴集法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。）
 - ）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、専用サービス取扱所に提出していただきます。この場合、別に定める証明手数料を支払っていただきます。

11 端末機器の提供

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、当社が別に定める区別及び品目において当社が指定する端末機器に限り、契約者が設置する自営端末設備の一部を提供することがあります
- (2) (1)の場合、契約者は、当社が別に定める利用規約等に定める料金を支払っていただきます。
- (3) 当社が指定する端末機器は、当社が別に定める利用規約等に定める内容に基づき提供するものとし、当社が指定する専用サービス取扱局において、その利用規約等を閲覧に供します。

12 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

13 技術資料の項目

項 目
自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件及び光学的条件 (3) 論理的条件

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

14 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）の支払い証明を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表 通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、専用契約者とその専用契約（短期専用契約を含みます。）に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)に関する料金において、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日専用回線等の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日専用契約の解除があったとき。
 - (3) 前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - (4) 第30条（専用料の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 暦月の初日に専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等を行い、その日にその専用契約の解除があったとき。
- 3 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、専用契約者（短期専用契約を締結しているものを除きます。）の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 9 第30条（専用料の支払義務）から第34条（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は

、この約款に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金等の臨時減免）

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

（注）当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

（料金等の請求）

- 11 KDDI Area Ethernet専用サービス（STNet）サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDI まとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI Area Ethernet専用サービス (STNet) の料金

第1 専用料

1 適用

専用料の適用については、第30条（専用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容								
(1) 品目に係る専用料の適用	<p>当社は、専用料を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/sのもの</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sのもの</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/sのもの</td> <td>1,000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)は、端末回線部分（専用回線のうち専用取扱局相互間以外の部分をいいます。）に限り提供します。 2 KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)は、故障の監視を回線単位で行うことができません。 3 専用契約者が指定することのできる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限りです。 4 当社は、専用回線（1Gb/sの品目に限りです。）の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 	品 目	内 容	10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/sのもの	1,000Mbit/sの符号伝送が可能なもの
品 目	内 容								
10Mb/sのもの	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの								
100Mb/sのもの	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの								
1Gb/sのもの	1,000Mbit/sの符号伝送が可能なもの								
(2) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)については、短期専用契約に係るもの、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第30条（専用料の支払義務）及び通則1から3までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額に消費税相当額を加算した額について、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">支払を要する料金の額（税抜価格）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 専用契約の解除があった場合</td> <td>残余の期間に対応する専用料（基本回線専用料、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額</td> </tr> <tr> <td>2 品目の変更又は専用回線の移</td> <td>左欄に定める残額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）	1 専用契約の解除があった場合	残余の期間に対応する専用料（基本回線専用料、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額	2 品目の変更又は専用回線の移	左欄に定める残額		
区 分	支払を要する料金の額（税抜価格）								
1 専用契約の解除があった場合	残余の期間に対応する専用料（基本回線専用料、加算額及び付加専用料とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額								
2 品目の変更又は専用回線の移	左欄に定める残額								

	<p>転があった場合（変更又は移転前の専用料の額から変更又は移転後の専用料の額を控除し、残額がある場合に限り。）</p> <p>に残余の期間を乗じて得た額</p>
	<p>備考</p> <p>2欄の場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において専用回線の 신설又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う 신설等の専用回線の専用料を合算して行います。</p>
(3) 回線終端装置に係る料金の適用	当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。
(4) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)の提供区域について、1の専用取扱局に専用回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金等（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)を提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>
(5) 専用回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が收容されている専用取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（専用回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込の場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します（短期専用契約を除く。）。</p> <p>イ その専用回線が異経路（(8)の「異経路の線路」の部分に限り。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p>
(6) 短期専用契約の料金の適用	短期専用回線のために新設した線路については短期専用契約に係る加算額を適用します。
(7) 異経路による専用回線の料金の適用	<p>ア その専用回線の終端が直接收容されている専用取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
(8) 復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の回線専用料の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその経路を変更した場合の回線専用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
(9) 特別な電気通信設備の料金の適用	専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備の付加専用料を適用します。

用	
---	--

2 料金額

(1) 基本回線専用料（専用料）

専用回線 1 回線ごとに月額

品 目	料金額(税抜価格)	
	専用契約	短期専用契約
10Mb/sのもの	140,000円	210,000円
100Mb/sのもの	300,000円	450,000円
1Gb/sのもの	1,000,000円	1,500,000円

(2) 加算額（専用料）

月額

料金種別	単 位	料金額(税抜価格)	
		専用契約	短期専用契約
ア 線路設置専用料	専用回線の各終端につき100mまでごとに	1,000円	1,500円
イ 異経路の線路専用料	—	別に算定する実費	
ウ 回線終端装置専用料	1 Gb/s用のもの 1台ごとに	60,000円	90,000円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。			

(3) 付加専用料（専用料）

月額

料金種別	単 位	料金額(税抜価格)	
		専用契約	短期専用契約
ア 回線接続装置専用料	10Mb/s又は100Mb/s用のもの I 型 II 型 1台ごとに	19,000円 5,000円	28,500円 7,500円
イ 特別な電気通信設備専用料	—	別に算定する実費	
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。			

第2 手続きに関する料金

1 適用

KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)の料金の適用については、第31条（手続きに関する料金の支払義務）に定めるとおりとします。

2 料金額

料金種別	単 位	料金額(税抜価格)
契約者数変更手数料	1回ごとに	800円
備考		
1 契約者数変更手数料は、専用契約者数の変更の請求をし、その承諾を当社から受けたときに支払いを要します。		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第32条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容												
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる専用回線等において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき税抜価格2,500円を減額します。</p>												
(2) 移転又は接続変更の場合の工事費の適用	移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先または接続変更先の取付けに関する工事について適用します。												
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事の区分</th> <th style="text-align: center;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 専用回線の設置に係る工事</td> <td>専用回線の設置又は移転の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 専用回線の変更に係る工事</td> <td>専用回線について品目の変更、区別の変更、一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、種類又は区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ 回線接続等に係る工事</td> <td>専用取扱局の主配線盤等において、専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 専用回線の利用の一時中断に係る工事</td> <td>専用回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 専用回線の設置に係る工事	専用回線の設置又は移転の場合に適用します。	イ 専用回線の変更に係る工事	専用回線について品目の変更、区別の変更、一時中断の再利用の場合に適用します。	ウ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、種類又は区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。	エ 回線接続等に係る工事	専用取扱局の主配線盤等において、専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。	オ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。
工事の区分	適 用												
ア 専用回線の設置に係る工事	専用回線の設置又は移転の場合に適用します。												
イ 専用回線の変更に係る工事	専用回線について品目の変更、区別の変更、一時中断の再利用の場合に適用します。												
ウ 端末設備に係る工事	端末設備の設置、種類又は区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。												
エ 回線接続等に係る工事	専用取扱局の主配線盤等において、専用回線の接続等の工事を要する場合に適用します。												
オ 専用回線の利用の一時中断に係る工事	専用回線又は端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。												
(4) 回線内速度設定に係る回線接続等工事費の適用	回線内速度設定の利用に関する回線接続等工事費は、設定する速度単位ごとに適用します。												

2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類			工事費の額 (税抜価格)	
			メタル配線	光配線
専用回線の設置 (回線終端装置を設置するものに限りません。) 又は移転に係る工事			12,000円	20,000円
専用回線の変更に係る工事	回線終端装置の取付け等の工事を伴う場合	回線終端装置の取替え又は設定変更のみの場合	8,000円	8,000円
		上記以外の場合	12,000円	20,000円
	上記以外の場合		7,000円	14,000円
端末設備に係る工事	回線接続装置の取付け等の工事を伴う場合	回線接続装置の取付け又は設定変更のみの場合	8,000円	8,000円
		上記以外の場合	12,000円	20,000円
	上記以外の場合		7,000円	14,000円
回線接続等に係る工事				1,500円
専用回線の利用の一時中断に係る工事				4,000円
備考 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、別に算定する費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。				

3 短期専用契約の場合の工事費は、前表2の工事費の額と同額とします。

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第33条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容					
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）又は短期専用契約の新設した線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の専用回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p> <p>ウ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その線路の取替が必要となったときは、再度線路設置費を適用します。</p>					
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 専用申込者が現に利用している当社のKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)に係る契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結して、その場所でKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)の提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)に係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除するKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)に係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px; border: 1px solid black;"> 線路設置費の額 (残額がある時に限ります。) </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)に係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除するKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)に係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額がある時に限ります。)
新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)に係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除するKDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)に係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額がある時に限ります。)		

2 線路設置費の額

引込線 1 回線につき線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額（税抜価格）
光 配 線	84,000円

短期専用契約の場合は上表と同額とします。

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第34条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	<p>ア 設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>(ア) 異経路による専用回線の部分</p> <p>(イ) 特別な電気通信設備の部分</p> <p>イ 当社が別に定める耐用年数を経過した場合であって、当社が別に定める技術基準を維持できなくなり、その設備の取替が必要となったときは再度設備費を適用します。</p>

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
KDDI Area Ethernet専用サービス(STNet)	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。	

第3表 支払証明書に関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記12（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額（税抜価格）
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円
備考		
1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別表 基本的な技術的事項

1 高速イーサネット専用サービス

(1) 当社が回線終端装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
1Gb/sのもの	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS規格C6832のSGI-50/12 5及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3 1,000BASE-SX準拠

(2) 当社が回線接続装置を提供する場合

品 目	物理的条件	相互接続回路
10Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 10BASE-T準拠
100Mb/sのもの	8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX準拠

(3) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品 目	物理的条件	相互接続回路	
		符号形式等	光出力等
10Mb/sのもの	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3 準拠	光出力 -8dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m
100Mb/sのもの	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	IEEE802.3u 準拠	光出力 -8dBm以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μ m

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年2月13日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記14の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(支払証明書に関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。